

白河市移住者支援就業促進事業補助金交付要綱

令和元年白河市告示第23号

改正 令和2年3月31日要綱第22号
令和3年12月13日要綱第58号
令和4年5月31日要綱第15号
令和5年3月1日要綱第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県まち・ひと・しごと創生総合戦略（福島県デジタル田園都市国家構想総合戦略）及び白河市みらい創造総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県と共同して行う白河市移住者支援就業促進事業により移住した者のうち、補助金（以下「移住支援金」という。）の交付要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号）に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の交付金額は、2人以上の世帯（以下「世帯」という。）での移住に係る申請にあつては100万円、単身での移住に係る申請にあつては60万円とし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たし、移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）を対象とする。

(1) 移住等に関する要件については、次の全てに該当すること。

ア 移住元については、次の全てに該当すること。

(ア) 本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住し、又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

(イ) 本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者

若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

(ウ) ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先については、次の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以後に本市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内の期間であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して市内に居住する意思を有していること。

ウ その他、次の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他市長が移住支援金の対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業については、次のいずれかに該当すること。

ア 一般の就業については、次の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、福島県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人情報又は他の都道府県における同様のマッチングサイトに掲載している求人情報であり、申請者が当該求人情報に応募して採用されたものであること。

(ウ) 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人情報が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 福島県が地方創生推進（デジタル田園都市国家構想）交付金を活用して実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した専門人材については、次の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワーク実施者については、次の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口については、市や地域の人々と関わりを有する者のうち、市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認める次に掲げるア(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のいずれかを満たす者で、かつ、イ(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のいずれかを満たすこと。

ア 関係人口の対象範囲

(ア) 福島県、市又は市の関係団体が主催し、又は参加した移住関連イベントに参加した者

(イ) 市が運営する会員制の団体(ファンクラブ)等に登録している者

(ウ) 市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者

(エ) 多拠点で生活しており、市を拠点の一つとしている者

イ 就業要件等

(ア) 企業に就業し、かつ、次の要件の全てに該当すること。

(a) 週20時間以上の無期雇用契約であること。

(b) 就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(c) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 新規に起業し、開業の届出をしていること。

(ウ) 就農していること(将来的な就農のための研修等を含む)。

(エ) 開業の届出をせずに、フリーランス等として事業を行っていること。

(5) 起業については、福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯については、次の全てに該当すること(世帯向けの金額を申請する場合のみ)。

ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で、同一世帯に属していたこと。

イ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。

ウ 全ての世帯員がいずれも、平成31年4月1日以後に本市に転入したこと。

エ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付申請希望者が、その交付申請を行おうとするときは、県実施要領第5の1(1)⑦(イ)に定める「移住支援金交付申請書兼実績報告書」等の書類を市長に提出するものとする。この場合において、前条第4号イに掲げる要件に該当する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 前条第4号イ(ア)に該当する場合 県実施要領第5の1(1)⑦(イ)に定める所属先企業等の就業証明書

(2) 前条第4号イ(イ)に該当する場合 開業届等、起業したことが確認できる書類

(3) 前条第4号イ(ウ)に該当する場合 就農したことが確認できる書類

(4) 前条第4号イ(エ)に該当する場合 フリーランスとして活動(就業)していることが確認できる書類

(交付決定通知)

第5条 市長は、ふくしま移住支援金給付事業補助金の交付決定を受けた場合において、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、移住支援金を交付することが適当であると認めるときは、県実施要領第5の1(1)⑦(エ)に定める「移住支援金交付決定兼確定通知書」により移住支援金の交付額が決定し確定した旨を、不適当であると認めるときは、県実施要領第5の1(1)⑦(エ)に定める「移住支援金交付申請却下通知書」により当該申請を却下した旨を、申請者に通知するものとする。

(支援金交付請求)

第6条 申請者は、交付決定通知書を受けた場合、移住支援金交付請求書(第1号様式)(以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 市長は、交付決定を行った場合においては、その申請者に対し、前条に規定する請求書の提出があった日から3月以内に移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願(第2号様式)(以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書(再交付)(第3号様式)により、申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 福島県及び市は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に応じて掲げる要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があり、福島県及び市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合
- イ 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、転出した場合
- ウ 就業者にあつては、申請のあった日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

申請のあった日から3年以上5年以内に転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福島県と市が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月31日要綱第22号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和元年12月20日から適用する。ただし、平成31年4月1日から令和元年12月19日までに本市に転入した場合は、第3条第1号アに掲げる事項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを移住元に関する要件とする。

- (1) 本市に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- (2) 本市に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、本市に住民票を移す3月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、本市に住民票を移すまでの間に、東京23区外であつて移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

附 則 (令和3年12月13日要綱第58号)

この要綱は、令和3年12月13日から施行し、令和2年12月22日から適用する。

附 則 (令和4年5月31日要綱第15号)

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

附 則 (令和5年3月1日要綱第52号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条の規定は、令和5年1月1日以後に本市に転入した者に交付する移住支援金について適用し、同日前に本市に転入した者に交付する移住支援金については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年9月21日要綱第40号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条及び第4条の規定は、令和5年9月21日以後に本市に転入した者に交付する移住支援金について適用し、同日前に本市に転入した者に交付する移住支援金については、なお従前の例による。

第1号様式(第6条関係)

移住支援金交付請求書

年 月 日

白河市長

交付請求者

住 所

氏 名

㊟

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました「白河市移住者支援就業促進事業補助金」について、白河市移住者支援就業促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

○支援金交付額 金 円

第2号様式 (第8条関係)

移住支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日付で申請した移住支援金交付申請書兼実績報告書に係る交付決定通知書について、下記の理由により、再交付くださるようお願いします。

再交付の理由 (※該当する番号に○をつけてください。)

1. 紛失
2. 破損
3. その他 ()

年 月 日

白河市長

申請者住所

氏名

㊟

番 号
年 月 日

様

白河市長

移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）

福島県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び白河市移住者支援就業促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

（備考）

- 1 白河市は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び白河市移住者支援就業促進事業補助金交付要綱に基づき、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について請求いたします。
 - (1) 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合 支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、白河市から転出した場合 支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合 支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に白河市から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 2 白河市は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び白河市移住者支援就業促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について、
 - ・この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について、

- ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

| | |
|-------|--|
| 管理コード | |
|-------|--|